

令和 3 年 6 月 18 日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

緊急事態宣言の解除等に伴う認定こども園等における対応について

日頃より、本市の教育・保育の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組にご協力いただきありがとうございます。また、保護者の皆様には、長期間にわたり家庭保育にご協力いただき、感謝いたします。

このたび、大阪府を対象区域として発令されておりました緊急事態宣言が 6 月 20 日（日）をもって解除され、翌 21 日（月）から 7 月 11 日（日）までの間、「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、再び感染が急拡大することを防止する必要があることから、引き続き感染防止対策を徹底しながら、下記のとおり通常どおり保育を実施していただきますのでお知らせいたします。

記

1 保育の実施について

引き続き、通常どおり保育を実施します。

緊急事態宣言の解除に伴い、家庭保育のご協力に伴う保育料（0～2 歳児クラス）の減額対象期間は、4 月 25 日から 6 月 20 日までとします。

なお、緊急事態宣言期間中の欠席日数を市から各施設に確認後、減額後の保育料について、保護者の皆様に通知させていただきます。

2 ご家庭へのお願い

○手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。

○お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、必ず登園を控え、速やかに各施設へご連絡ください。また、「堺市新型コロナ受診相談センター（072-228-0239）」にご相談ください。

○お子さまに発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

○不要不急の外出を自粛してください。

○万一、園児・保護者・職員に感染者が出た場合には、偏見等が生じないように、人権に十分ご配慮願います。

○医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々（警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員）やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。

3 令和 3 年 4 月から 6 月までの間に利用が決まった育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因して、育児休業を延長した場合は、特例的に復職が 7 月中 [令和 3 年 7 月 31 日（土）まで] となっても、利用決定の取り消しとはなりません。ただし、在籍期間中の保育料は発生します。（0～2 歳児クラス）該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。

（問い合わせ先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市 子ども青少年局 子育て支援部

○ 保育の利用等について 幼保運営課 TEL 072(228)7231 FAX 072(222)6997

○ その他保育料等について 幼保推進課 TEL 072(228)7173 FAX 072(222)6997